

		厚生常任委員会	
平成25年9月17日受理		請 第 32 号	
件 名	国立ハンセン病療養所の職員削減を行わず医療・看護・介護の充実を求める 請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
高 木 健 次			
<p>(要 旨)</p> <p>入所者の療養生活・生存権をも脅かす国家公務員の定員削減、欠員不補充、新規採用抑制などの施策からハンセン病療養所を除外し、ハンセン病問題を真に解決し、国会決議に基づいて入所者の医療・生活権が最後の一人まで保障されることを求める意見書を国に対し提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>強制隔離を骨格とする人権侵害の「らい予防法」は1996年に廃止され、2009年4月にはハンセン病問題基本法が施行された。基本理念で、ハンセン病問題に関する施策は、国の隔離政策による被害を可能な限り回復することを旨として行わなければならないとしており、第7条で国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して必要な療養を行うものとし、第11条で国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるとしている。</p> <p>入所者の平均年齢は82歳を超え、高齢化、障害の重度・重複化に対応した医療・看護・介護体制の強化が喫緊の課題だが、ハンセン病療養所の体制は、国家公務員の定員削減計画により連年にわたり削減され、入所者の療養生活に深刻な事態を及ぼしている。とりわけ看護・介護現場の人手不足によるサービス低下は深刻で、食事・排泄等介助の人手が足りず、誤嚥や転倒による骨折等が増大し、職員の介護なしに生活維持ができない入所者は不安な生活を強いられている。衆参両議院で「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」が全会派一致で決議されたが「国家公務員の定員削減」「行政職（二）職員の原則不補充」の閣議決定の壁は厚く、職員削減に歯止めをかけることができない。</p> <p>強制隔離の被害はさらに深刻になり、速やかに解消されなければ私たちの忍耐は限界に達している。2012年に臨時支部長会議を開催し、政府の施策により入所者の人権や尊厳が蔑ろにされている現状を打ち破る最後の手段として、ハンガーストライキ等命がけの実力行使により闘うことを決議した。これを受け、厚生労働大臣は「平成25年度の定員を定める際には、国立ハンセン病療養所の定員が毎年度連続して大幅に減少している状況に歯止めをかけるとともに充実した介護体制を確保する」「今後とも国立ハンセン病療養所の入所者の方々が良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、医療・介護の体制整備に努めてまいる」と統一交渉団に回答し、今年度は定員削減と同数の増員を実施したが、根本解決にはなっておらず、来年度以降についての見通しは全く立っていない。</p> <p>国は、入所者に十分な医療・生活を最後まで保証する責任があり、その責任を果たすため、職員削減に歯止めをかけるだけでなく増員が絶対的に必要である。</p>			